

「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至させない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

- 1** 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1

```
graph TD
    A[熱中症のおそれのある者を発見] --> B[作業離脱、身体冷却]
    B --> C[意識の異常等]
    C -- 異常等あり --> D[救急隊要請]
    C -- 異常等なし --> E[自力での水分摂取]
    E -- できない --> D
    E -- できる --> F[経過観察]
    D --> G[医療機関への搬送]
    F -- 回復しない、症状悪化 --> G
    F -- 回復 --> H[回復]
    G -- 回復 --> H
```

熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

意識の異常等

救急隊要請

自力での水分摂取

経過観察

医療機関への搬送

回復

回復

回復しない、症状悪化

できない

できる

異常等あり

異常等なし

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、
痙攣等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、
頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

「意識の有無」だけで
判断するのではなく、
① 返事がおかしい
② ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も異常等
ありとして取り扱うことが適当。
判断に迷う場合は、安易な判断は避け、
#7119等を活用するなど専門機関や
医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐ
こと。

2

```
graph TD; A[発見] --> B[作業離脱、身体冷却]; B --> C[医療機関への搬送]; C --> D[回復];
```

熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

① 返事がおかしい
② ぼーっとしている など、
普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。
救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。